

防衛省・自衛隊からの公表案件について

2024年8月30日
防 衛 省

防衛省・自衛隊からの公表案件について

特定秘密漏えい事案等

本年4月に公表した海自・陸自における特定秘密漏えい事案を受け、類似の事案の有無について省全体で点検を実施したところ、部外への漏えいは一切確認されなかったものの、特定秘密保護法上の「漏えい」と評価される事案43件及び特定秘密に係る手続において瑕疵があった事案15件が確認された。

⇒約120名を懲戒処分等するとともに、これらの事案を踏まえ、幹部を中心とした保全意識・教育の徹底や、適性評価の確認におけるヒューマン・エラーの徹底的な排除などを柱とする再発防止策を策定

本省内部部局幹部職員によるパワー・ハラスメント事案

本省内部部局の幹部職員が、職務を行っている中で、威圧的な言動をし、部下等を委縮させるなど、職場環境を著しく悪化させた。

⇒3名を懲戒処分

海上自衛隊における服務事案

(1) 不正受給

潜水艦救難艦「ちはや」及び「ちよだ」に所属する隊員が、潜水訓練の実績を偽り、異常圧力内作業等手当（いわゆる潜水手当）を不正に受給した。潜水員の勤務状況を管理する立場の隊員や監督する立場の隊員の確認も不十分であった。潜水艦救難艦「ちはや」及び「ちよだ」を含め合計12個部隊等に対する調査を継続中

⇒約80名を懲戒処分等。令和5年11月に海上自衛隊警務隊が4名を逮捕。7月18日深夜まで大臣に報告せず。

(2) 不正喫食

厚木航空基地隊等に所属する隊員が、基地内における食堂において、食事代金を支払わずに不正に喫食していたほか、監督すべき隊員がこれを看過するとともに、自らも食事代金を支払わずに不正に喫食していた。

⇒約20名を懲戒処分



合計218名を処分

川崎重工業株式会社と海上自衛隊との間における潜水艦修理契約について

潜水艦修理契約に関して、隊員の規律違反や架空取引等に伴う過払いの疑いが生じていることから、7月5日、防衛大臣から、潜水艦修理における隊員と契約の相手方との関係及び契約の適正性に関する特別防衛監察を実施するよう指示。今後、特別防衛監察を早急に進め、判明した事実関係に基づき厳正に対処。また、防衛省と契約関係にある防衛関連企業に対し、自社点検を依頼。

特定秘密漏えい事案

特定秘密保護法上の漏えい(注)と評価される事案(43件)

(注) 特定秘密保護法上の漏えいには、秘密事項を相手方に了知させることのみならず、知り得る状態に置いたことも含まれる。

種類	内容	件数
発生原因に組織的な要因が認められる事案 (海上自衛隊の艦艇で発生した事案)	<ul style="list-style-type: none"> ●適性評価未実施の隊員を<u>特定秘密を知り得る状態に置いた事案</u>(艦艇の戦闘指揮所(CIC)又は艦橋で発生) →艦艇のCIC等に求められる保全措置の在り方といった組織的問題に起因するもの 	海自: 35件
	<ul style="list-style-type: none"> ●適性評価未実施の隊員に<u>特定秘密を取り扱わせた事案</u> →上記の組織的問題に加え、海上での実任務の最中に発生した事案であることを踏まえ個々の艦艇ごとに事情を精査すべきもの 	海自: 3件
艦艇部隊以外で発生した事案	<ul style="list-style-type: none"> ●適性評価未実施の隊員に<u>特定秘密を取り扱わせた事案</u> →幹部クラスにおける保全意識の欠如や規則に関する知識不足に起因するもの 	海自: 3件 空自: 2件

特定秘密に係る手続において瑕疵があった事案(15件)

内容	件数
適性評価実施済みであるが特定秘密取扱職員に指名されていない隊員に特定秘密を取り扱わせた事案	海自: 2件
適性評価未実施の隊員を特定秘密取扱職員に指名したが、結果的に特定秘密の取扱いがなかった事案	海自: 2件 空自: 7件 統幕: 1件 情報本部: 1件
特定秘密文書や物件を適正な手続なく廃棄した事案	陸自: 2件

※ 上記のほか、今後の事実関係の確認が必要な案件が2件把握されている。

本省内部部局幹部職員によるパワー・ハラスメント事案

1 被処分者の所属等

- (1) 被処分者 A
内部部局 防衛書記官（指定職） 50歳代 男性
- (2) 被処分者 B
内部部局 防衛書記官（課長職） 50歳代 男性
- (3) 被処分者 C
内部部局 防衛書記官（課長職） 50歳代 男性

2 事案の概要

- (1) 被処分者 A は、令和 5 年 7 月から令和 6 年 4 月までの間、上司からの度重なる指導を受けたにもかかわらず、自身の職務を遂行するに当たって、各担当課職員との間で、深夜、休日も含め、必要を超えるやり取りを行い、メールでのやり取りでは、相手に不快感を与える、あるいは配慮を欠く表現を用いるとともに、「役人としてのイロハができていない。」「どうするんだ。」などの叱責を行うなど、広範な部署に対して日常的に威圧的な言動を繰り返し、精神的苦痛を与えるなど、職場環境を著しく悪化させた。
- (2) 被処分者 B は、令和 5 年 5 月から令和 6 年 3 月までの間、複数名の部下職員に対して、「勝手にやれ。」「俺は知らない。」などの発言や指導中に机を叩くなどの威圧的な言動を行ったほか、特定の部下職員に対し、自らの指示に従わなかったことを理由として懇親会への参加を遠慮するよう求め、それらにより部下職員を委縮させるなど、職場環境を著しく悪化させた。上司による指導を経ても改善がなかった。
- (3) 被処分者 C は、令和 4 年 7 月から令和 5 年 10 月までの間、複数名の部下職員に対して、「それでこのザマか。」「勝手にすればいい。」「どうするんだ。」など威圧的な言動をし、部下職員を委縮させるなど、職場環境を著しく悪化させた。

3 その他

防衛省・自衛隊としてハラスメントを一切許容しないための取組を進めている中、空将の停職、陸将補の降任など、高位の者を含む多数のハラスメントが確認され、さらに今回、防衛省・自衛隊の中核である内部部局の指定職及び課長職等によるハラスメントにより、職場環境が悪化していたことが確認された。これを受け、内部部局を含む各部局及び機関の事務を監督する責務を負う事務次官が、俸給月額の 10%（3ヶ月）を自主返納する。

海上自衛隊における服務事案

1. 被処分者の事案発生時の所属等

- (1) 潜水艦救難艦「ちはや」、「ちよだ」 計65名
- (2) 厚木航空基地、東京業務隊、対馬防備隊 計22名

2. 事案の概要（処分の理由）

(1) 潜水艦救難艦「ちはや」及び「ちよだ」に所属する隊員が、潜水訓練の実績を偽り、異常圧力内作業等手当（いわゆる潜水手当）を不正に受給していたほか、潜水員の勤務状況を管理する立場にある隊員が、潜水手当にかかる事務手続の確認が不十分であったため、同手当の過払いを生起させた。

また、潜水手当の支給事務を監督する立場にある隊員は、当該不正受給に関与していないものの、不正な事務手続を見抜くことができず、指揮監督が不十分であった。

(2) 厚木航空基地、東京業務隊及び対馬防備隊に所属する給食業務に従事する隊員が、基地内における食堂において、食事の無料支給対象者でないにもかかわらず、食事代金を支払わずに不正に喫食していたほか、これを監督すべき隊員が、部下隊員の不正喫食を認識しながら、これを看過するとともに、自らも食事代金を支払わずに不正に喫食した。

3. いわゆる潜水手当の支給額

- 飽和潜水にかかる潜水手当は、当該潜水にかかる作業時間や潜水深度、気圧に応じた手当を支給。
- 飽和潜水にかかる潜水手当には、潜水作業に係る手当と加圧・減圧に係る手当の2種類があり、その合計が潜水手当となる。
- 潜水作業に係る手当は、潜水深度により、1時間当たり310円～11,200円が支給され、加圧・減圧に係る手当は、気圧区分により、1時間当たり210円～7,350円が支給される。



海上自衛隊における服務事案

4. 公表時以降の追加説明事項

- 令和6年7月12日公表の潜水手当不正受給事案のうち、この事案に関与した4名（うち3名は、上記65名の内数）は、虚偽有印公文書作成、虚偽有印公文書行使、詐欺の罪により昨年11月に警務隊が逮捕。横浜地検横須賀支部に身柄付き送致した結果、不起訴処分。
- 本来であれば、把握できた内容をできる限り詳しく7月12日に公表すべきであったにもかかわらず、不十分な内容の公表をしたことは、本件取りまとめに当たった人事教育局が適切な判断を行わなかったことによるもの。
- 上記65名にかかる潜水手当の不正受給額約4,300万円のうち、本件事案の発覚時に債権の時効が消滅していない約3,900万円については、全額回収済み。
また、不正喫食の不正額約160万円のうち、厚木航空基地において不正喫食した隊員（約120万円）は、全額弁済済み。東京業務隊（約40万円）及び対馬防備隊（約2千円）の隊員についても弁済の意向を示しており、順次弁済手続き中。
- 潜水手当不正受給事案については、一部調査が継続中であり、今後、不正受給額の合計額が現時点のものよりも増える可能性あり。また、潜水手当不正受給事案と不正喫食事案の懲戒処分日については、一部7月12日以前に行われたものあり。
- 債権の時効が消滅したものであっても、不正受給が把握できたものについては、自主的な返納を求める。
- 本件に関する事実関係や経緯をしっかりと把握した上で、今後の公表のあり方について可及的速やかに報告するよう、防衛大臣から事務次官に指示。
- 今後は、全ての懲戒処分に係る事前の大臣報告の徹底や、隊員の逮捕等について大臣への報告を実施すること、また、警務隊による逮捕は特段の事情のない限り公表することとした。

メッセージ

本日、防衛省における特定秘密に関する事案、海上自衛隊における不正な手当の受給や不正喫食といったサービス事案、そして、内部部局幹部職員によるパワー・ハラスメント事案について、公表するとともに、関係者に対する処分を行いました。

また現在、潜水艦修理契約に関し、隊員の規律違反や、契約の適正性に対する疑いが生じており、特別防衛監察を実施しています。早急に調査を進め、判明した事実関係に基づき、厳正に対処します。

「信なくば立たず」という言葉があります。防衛省・自衛隊の活動は、国民の信頼あってのものです。多くの隊員の皆さんや、その先輩方によるこれまでの真摯な仕事振りを通じて、防衛省・自衛隊の国民からの信頼は積み上がってきました。その結果、国民の9割が自衛隊を信頼している、とも言われています。しかしながら、一部の隊員による、これら一連の事案によって、その信頼を裏切るものとなってしまいました。

今回公表した事案の性質は多岐にわたっていますが、根源的には共通する部分もあります。私はこの機会に、皆さんに問いかけたいと思います。

「あなたは、守るべきルールを正しく理解していますか。わかっているつもりではありませんか」

「また、周りの雰囲気の流れに流されて、悪いとわかっていながら、これぐらいは大丈夫だろうと思ってはいませんか」

「または、問題が起こっている現場を見て見ぬ振りをしてはいませんか」

「そういった自分自身の振る舞いを、あなたの家族や愛する人に誇ることはできますか」

防衛省・自衛隊は人の組織であり、隊員一人ひとりの高い使命感がなければ、国防という、崇高で困難な任務を全うすることはできません。

我々は、立場や任務はそれぞれ違いますが、みな等しく、「防衛省・自衛隊」という大きな看板を背負っています。今一度、我々一人ひとりの行動が正しいか、そして、働きやすい職場環境となっているか、そういったことに思いを致し、国民の信頼を取り戻すため、全力で取り組んでいきましょう。

昨年9月に防衛大臣に就任した際、私は皆さんに、これから積極的に現場に足を運び、皆さん隊員の要望を真摯に受け止め、そして改革していくことをお約束しました。

実際に様々な基地や駐屯地を訪れ、厳しい環境で働く皆さんと直接接し、皆さんの真剣な眼差し、そして、任務に臨む真摯なその姿を見て、厳しい現場で働く隊員こそが自衛隊の、そして日本国の宝であると確信をいたしました。

私は、いかなる時も皆さん隊員と共にあります。今回の事案を私も一緒になって真剣に受け止め、そして私は先頭に立って、信頼回復に取り組んでいく覚悟です。どうか皆さんにおかれても、改めて気を引き締め、共に職務に当たっていきましょう。

令和6年7月12日
防衛大臣 木原稔

（略）

総理からはですね、防衛力の抜本的強化というのは、最重要課題であって、国民の強い支持と信頼があって初めて推進できる政策である。従って、国民の信頼を著しく損なう事案が相次いで発生したことは強い危機感を感じているという総理の言葉でありました。それを踏まえて私自身、防衛大臣として責務として強いリーダーシップを引き続き発揮し、防衛省自衛隊の組織そのものを早急に立て直す、そして国民の回復信頼回復に繋げてもらいたいとそういう総理からの指示がありました。その際に、この不祥事案が長年続いてきたことを踏まえて、その防衛省や自衛隊の組織文化、つまり個別の事案だけじゃなくて、そういったことが生まれてきたできた背景といたしますか、そういったことであつたり、その隊員の規範遵守といった意識を含めて、正すべきものを根本から正して再発防止に努めてもらいたい。そういう指示もありました。

（略）